7. 検査

検査(完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間技術検査)において、検査職員は、契約図書及び施工計画書等と、出来形・品質管理資料などの工事帳票や工事写真を対比しながら、工事目的物が契約どおり施工されているか確認します。施工中に電子的に情報交換・共有した工事書類(電子データ)を利用して電子検査を行います。

電子成果品は、工事目的物と同じく工事の成果品の一つであることから、検査職員は 工事完成検査においてその内容を確認します。

なお、設計図書に基づき工事完成図等に記載が必要な数値や項目等については、検査 職員が電子成果品と別に納品される紙の成果品を目視で確認を行います。

本章では、工事完成検査における検査職員による工事完成図書の具体的な検査方法、 及び各検査における工事書類(電子)の電子検査方法の概要について記述します。

7.1. 工事完成図書の検査

受注者は、工事目的物の維持管理に必要な長期保存すべき工事完成図書として「工事完成図」及び「工事管理台帳」を工事完成時に納品します。これらは、工事完成時に紙と電子データ両方で納品する成果品です。このほか、地質データ及びその他資料データを電子納品する場合があります。

	工事完成図書の種類	備考
紙の成果品	工事完成図	CAD データの印刷物
	工事管理台帳	台帳データの印刷物
	電子媒体納品書	
	電子成果品チェック記録	電子納品チェックシステムによる確認
		結果の印刷物
電子成果品	工事完成図の CAD データ	SXF 形式
	台帳データ	生コンクリート品質記録表等
	地質データ	電子柱状図等
	その他資料データ	その他、工事に関するデータ

表 7-1 工事完成図書一覧

7.1.1. 紙の成果品の検査

検査職員は、紙の成果品である各種図面(または各種台帳)を見比べながら設計図書で 求める内容が適正に記載されているか、それぞれの整合がとれているか確認します。

7.1.2. 電子成果品の検査

(1) 電子媒体の外観確認

検査職員は、電子媒体に破損がないこと、ラベルが正しく作成されているか、監督職員/受注者の署名があるかを確認します。

(2) 電子成果品のチェック

検査職員は、事前協議チェックシートから当該工事における地質調査の有無など を把握し、電子成果品として納品を求める項目を確認します。

検査職員は、電子媒体納品書及び受注者及び監督職員が最新の「電子納品チェックシステム」を使用して電子成果品を確認した「チェック結果」を確認します。工事帳票は電子成果品と併せて電子納品することから、「電子納品チェックシステム」を使用したチェックを行います。

検査職員は、電子成果品及び工事帳票の電子データが電子媒体に格納されている か確認します。 (パソコンの画面上での確認)

なお、工事完成図の CAD データや台帳データの内容は、それらを印刷した紙の成果品を確認していることから、検査職員がパソコンの画面上で確認する必要はありません。

7.2. 工事書類の検査

7.2.1.紙の工事書類の検査

受注者は、施工中に紙で交換・共有した工事書類を検査会場に持参し、検査職員の 検査を受けます。検査後、受注者は、工事書類を持ち帰り保管し、電子納品対象のも のは電子化して納品します。

なお、監督職員は、受注者から適宜提出される工事書類を整理し、保管します。

7.2.2. 工事書類の電子検査

(1)電子検査の準備

受注者は、工事書類の電子検査の実施の有無について監督職員と事前協議し、電子検査に必要な機器を準備します。

なお、工事書類(電子)の電子検査の実施の有無については、「9.2. 事前協議チェックシート(工事用)」に記載している事前協議チェックシートを利用して事前協議を行い、決定します。

(2) 工事写真の電子検査

受注者がデジタルカメラで写真撮影し、工事写真管理ソフト等で「写真要領(案) 」で定める電子データを監督職員へ提出する場合は、原則として工事写真(電子

) を利用して電子検査を行います。

受注者は、工事写真の電子データを電子検査用パソコンに保存し、工事写真管理 ソフト等を利用して工事写真を表示し、電子検査を行います。

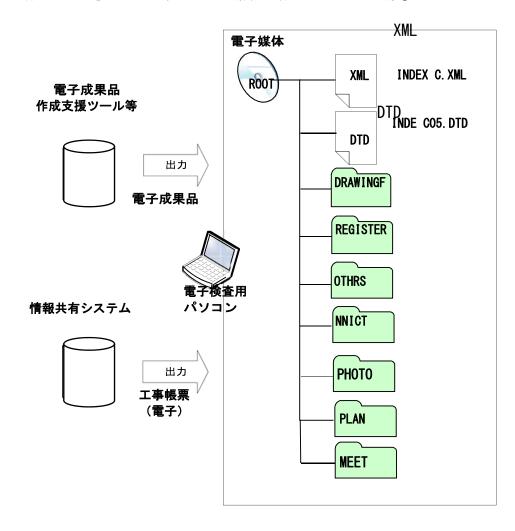
具体的な電子検査方法は「工事の情報共有システム活用要領」を参照してください。

(3) 工事帳票の電子検査

受発注者が工事施工中に情報共有システムを利用して電子的に交換・共有した工 事帳票(電子)を利用して電子検査を行います。 受注者は、原則として「工事要領(案)」に準拠したフォルダ構成で電子検査用パソコンへ出力し、電子検査支援システム等を利用して工事帳票を表示し、電子検査を行います。

なお、施工計画書等の計画関係書類は、工事帳票(電子)と対比して確認する必要があることから、受注者が紙に印刷して用意します。

具体的な電子検査方法は、「工事の情報共有システム活用要領」を参照してください。



(a) 電子成果品、工事帳票の準備例

図 7-1 電子検査の準備(例)

8. 保管管理

8.1. 電子成果品の保管

発注者は、工事完成検査で検査職員の確認を受けた電子成果品を保管します。電子成果品は工事目的物が供用される限り長期的に保存が必要な電子データです。

発注者は、電子媒体の保管に加えて電子納品物保管管理システムへの登録等の手段により適切に長期保存してください。

なお、電子成果品の保管管理にあたっては以下の特徴があることに留意することが必要です。

- 7) CD などの電子媒体は紙媒体の情報と比べて非常に劣化しやすい。
- (1)電子データを利用するためには電子媒体からデータを読み取る装置や電子データを表示するための PC、ソフトウェアが必要となるが、これらは絶えず進歩し、古いものは使えない場合がある。

電子成果品保管方法の例を次に示します。

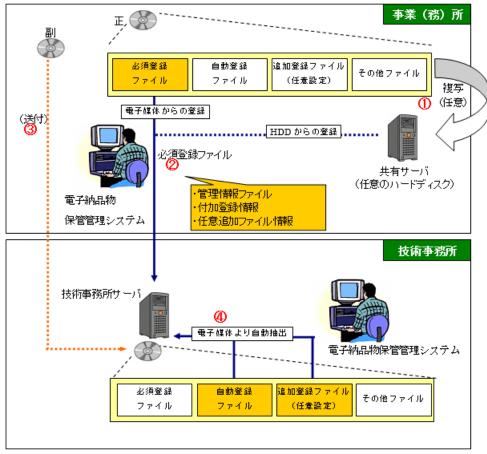


図 8-1 電子納品物保管管理システムの利用 (例)